



# 公明党派議員研修報告書

## 第23期自治政策講座 in 東京

### これからの社会に備える自治体の課題

■日 程 令和5年8月1日(火)～2日(水)  
8月1日 13:00～16:20  
8月2日 10:00～14:30

■場 所 自動車会館ビル  
東京都千代田区九段南 4-8-13

■参加者 鬼頭 博和  
谷平 敬子

#### 【研修概要】

8月1日(火) [13:00～14:30]

「巨大災害に備える防災・減災—関東大震災の復興の歴史から学ぶ」

名古屋大学減災連携研究センター教授 武村 雅之 氏

#### I 関東大震災の規模

今から100年前、大正12(1923)年9月1日に発生した関東大震災の被害を2011年の東日本大震災と比較すると、死者・行方不明者数は10万5千人で東日本大震災(1万8千人)の約5倍、当時の日本の人口は今の半分程度なので人口比では10倍である。経済被害では、被害総額は当時のお金で約55億円(現在の貨幣価値で約30兆円)GDP比では36.7%となり東日本大震災(3.4%)の約10倍となっていたことがわかる。関東大震災は国家存亡の機を招いた自然災害であった。

関東大震災の震源は相模トラフに沿ったプレート境界で起こった海溝型巨大地震といわれている。当時の東京府はそれから外れた位置にありながら、大きな被害を出した。その原因は火災であった。明治以降、もともと地盤が軟弱な江東地域が工業地帯となり人口が急増、富国強兵の下で道路や公園などの基盤整備を後回しにして人口集中による木造密集地形成を放置した明治政府の都市政策の誤りが原因であったのではないかと考えられている。

#### II 帝都復興事業

震災後、帝都復興事業により東京は耐震・耐火を前提に公共性を重視し国民的合意形成の下で、首都としてふさわしい品格のある街づくりを目指した。昭和5(1930)年までの役6年半の間に現在の都心8区の大部分で土地区画整理を断行し、幹線道路では幅員2

2メートル以上が52路線、全174本の街路整備、修繕補強の194橋を含め全部で576の橋が架けられた。さらに3大公園（隅田、錦糸、浜町）と52の復興小公園の建設が行われた。これらのほとんどが、後の第2次世界大戦の空襲にも耐え、戦後復興にも大きく貢献した。

### Ⅲ 第二次世界大戦後の問題

#### 郊外での木造密集地形成

東京は、震災後の1932年、現在の23区の範囲に街を広げたが、明治時代と同じように都市の基盤整備を怠り、人口集中を許した結果、今度は郊外に再び地震危険度が高い木造密集地を抱えることになる。

※なぜ、東京が再び地震に怯えなければならない街に転落したのか

- ①郊外の木造密集地域の形成（基盤整備なしの人口集中）
- ②戦後、地盤沈下の放置で大規模なゼロメートル地帯の形成（堤防破壊で200万人が水没）
- ③首都高速道路の水辺破壊（64年の東京五輪の弊害、品格喪失）
- ④都心部の容積率緩和による高層ビルの林立（地震時帰宅困難者の急増）
- ⑤湾岸埋め立て地の高層住宅の孤立問題（第2次東京五輪の負の遺産）

戦後の日本は、平和国家として欧米に負けない国力を持ち、国民の豊かにしたいと立ち上がったが、関東大震災の復興時のような地震に強い街づくりや、首都としての品格は二の次でひたすら経済成長を目指してきた。その結果、現在の東京は再び地震に弱い街となってしまった。

#### まとめ

街は市民に対し平等に利益をもたらすものでなければならない（住みやすさ優先）。そのような街こそ市民の連帯意識が生まれ、共助の心もはぐくまれる。

関東大震災発生100周年を迎えて、大震災後の復興事業の理念を思い起こし、今こそ東京を地震に強い街に作り替えていかなければならない。政治の責任は重大である。

#### 【所感】

関東大震災の震源域とその規模や当時の東京が震源域から離れていたことなど理解できました。震災後に大規模火災が発生した原因は、主に街づくりにあることに気づかされました。講師の先生が、政治の責任は重大であると何度も強調されていました。

岩倉市も昔からある地域では、木造密集地が多くあるため、災害においても都市計画は重要なポイントであると思いました。今回学んだことを今後の防災・減災に活かせるよう取り組んでまいります。

**8月1日(火) [14:50~16:20]**

**「行政のDX推進と自治体の課題」**

**東京都立大学法学部教授 大杉 覚 氏**

○自治体行政にとってのDXについて以下の流れで説明がなされた。

①DXへの不可逆な流れとSociety5.0時代に求められる普遍的な価値

②国によるデジタル関連の法整備と自治立法による対応

→個人情報保護制度の共通ルール化、独自条例の制定など

③国の施策の「転換」と自治体の実装

→デジタル田園都市国家構想と地域創生

④求められるトランスフォーメーション（変容）

→アジャイル（機敏）な行政

①Society5.0とは、デジタル社会の形成が「持続可能性」「ウェルビーイング」といった普遍的な理念や価値と接続し、従来のOA化、IT化などオフィス・業務の改善とは根本的に異なる点。

- ・持続可能な開発：将来世代がニーズを満たすのを妥協してしまわず、現在の世代のニーズを満たす開発。
- ・ウェルビーイング（Well being）：健康とか病気でないとか、弱っていないとかではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態であること。

②国によるデジタル関連の法整備と自治立法による対応

・IT戦略からデジタル改革：「データの活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進

・IT新戦略：世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画  
新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容

経済・生活：サプライチェーンの強靱化，東京一極集中の是正、地方創生

行政：行政手続きのオンライン化原則へ，コロナ再来を念頭に施策立案

働き方：押印の見直し，業務の効率化，テレワークの更なる推進

医療：再来を念頭に置いた医療体制・資材整備，オンライン診療の活用

教育：早急な環境整備、ノウハウ蓄積・展開，オンライン教育の進展

防災：災害時のクラスター対策，AI等新技術活用、地域間情報連携

・デジタル改革関連法の全体像

○デジタル社会形成基本法

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

○デジタル庁設置法

強靱な総合調整機能（勧告権等）を有する組織。

国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ活用等の業務内閣直属の組織。デジタル大臣、デジタル監等を置く

○地方公共団体の個人情報保護制度の共通ルール化

地方公共団体ごとに個人情報保護条例を制定し、各団体において個別に運用していたものを、個人情報の取り扱いについて国と同じ規律を適用するもの。

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

地方公共団体に対し、標準化対象事務（20業務）について、標準化基準に適合したシステムの利用を義務付ける。令和7年度までに標準準拠システムへの移行を目指す。

・自治体それぞれが政策対応の条例を制定している

官民データ活用推進基本条例（横浜市）

東京都東京デジタルファースト条例

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例

吉野町デジタル変革条例

都城市スマートシティ推進条例

※自治体の目指す姿勢を示すことが重要である

③国の施策の「転換」と自治体の実装

デジタル田園都市国家構想と地方創生

※基本的な考え方：全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す

デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進。

○解決すべき地方の社会課題

- ・人口減少・少子高齢化
- ・過疎化・東京圏への一極集中
- ・地域産業の空洞化

○デジタルの力を活用した地方の社会課題解決（2024年度末までにデジタル実装に取り組む地方公共団体1000団体達成）

1.地方に仕事をつくる

スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX、スマート農林水産業等

2.人の流れをつくる

転職なき移住の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進等

3.結婚・出産・子育ての希望をかなえる

母子オンライン相談、母子健康手帳アプリ、子どもの見守り支援等

#### 4.魅力的な地域をつくる

GIGA スクール・遠隔教育、遠隔医療、ドローン物流、自動運転、インフラ分野の DX

#### 5.地域の特色を活かした分野横断的な支援

デジタル田園都市国家構想交付金による支援、スマートシティ関連施策の支援等

#### ④求められるトランスフォーメーション（変容）

##### ※アジャイル（機敏）な行政

- ・着地点はそれぞれの地域にある。行政は多くのデータを持っているが、整理や管理ができず、そうした宝が死蔵されている。
- ・AI や RPA の導入で、基盤と環境の整備を進めることは、ある程度の時間とお金があればできることである。そこから先は「人材」の確保、育成次第となる。

##### おわりに：自治体 DX への展望

- ・普遍的な価値・理念を基盤とした取組が必須
- ・DX は手段：DX を手段とした地域づくり、DX を媒介とした多様な連携・交流（協創）、DX を基盤とした共創こそがねらい
- ・地域の実情にあわせた「場づくり」と「機会づくり」を DX による発想で
- ・「人材」が決め手：デジタル人材の確保・育成と EBPM（evidence-based policy making）マインドの醸成

##### 質問

①地方行政における AI（チャット GPT など）活用のルールは。

答：一定の利用ルールが必要と考える。

②小さな自治体では財源の問題が大きい。モデルとなる自治体を教えてほしい。

答：姫路市やつくば市などは特徴のある取組を行っている。自分たちの地域でうまく組み合わせていくことが重要。

##### 【所感】

行政の DX 推進は今後ますます必要とされてくると感じました。「行政の管理職は DX について最も遅れている。」と講師の先生が言われていたことは印象的でした。自治体のトップや管理職である立場の人たちが、DX の重要性を理解することが重要である。岩倉市では、それなりに ICT 化は進んでいますが「DX の推進」はこれから進めていく段階であると思います。長期的な計画のもと着実に進められるよう必要な人材の確保や育成、また財源の確保など多くの課題解決に向けた取組が重要となります。市民のウェルビーイングを目指し議員としてできることに取組んでいきたい。

**8月2日(水) [10:00~11:30]**

**「少子化に挑む「子供にやさしいまちづくり」**

**大妻女子大学教授・千葉大学名誉教授 木下 勇 氏**

**1. こども基本法・こども家庭庁への期待**

こども基本法が施行され、こども家庭庁が設置されたことにより、少子化対策が、大きく前進することが期待される。しかし日本は、世界の先進国に比較して30年遅れている。子どもの貧困、子どもへの虐待、いじめ、自然との触れ合いの喪失、など、子どもを取り巻く環境は悪化している。将来の世代のニーズと今日の世代のニーズを満たす持続可能な開発には、国だけでなく地域の取り組みが重要な鍵となる。

**2. 子どもにやさしいまち Child Friendly Cities の背景と目的**

将来の世代ニーズを満たす可能性が損なわれていると危機を訴える子ども・若者が増えている。1996年ハビタット2で、「子どもにやさしいまち事業」CFCIが、提唱された。子どもにやさしいまちは全ての人にやさしいまちである。そのために、市町村の子どもの権利条約を具体化する活動がCFCIである。

**3. ドイツ・ミュンヘンの事例から**

市の総合計画の理念に“ミュンヘンで遊ぼう”“子ども家族に優しいミュンヘン”を掲げている。コンセプトは、より子どもに優しい都市のためにと、子ども参加の推進である。具体的な取り組みとしては、「子どもにやさしいレストラン」「子ども家族にやさしい住環境」「子どもにやさしいミュンヘン市民」などである。

ドイツでは、青少年サービスを行うNPOを支援しなければならないと、青少年行政法に記載されている。行政とNPOが協力しあいながら、課題に取り組んでいる。

**4. 他の都市の事例から**

フランスやインドネシアなどの事例が紹介された。

**5. 日本での展開**

日本型子どもにやさしいまちモデル事業参加自治体として、ニセコ町、安平町、富谷市、町田市、奈良市の5自治体で、2018年に開始された。子ども優先のまちづくりの取り組みが、紹介された。

**6. 結びにかえて。**

子どもにやさしいまちづくり事業は、SDGs11の「住み続けられるまちづくり」の達成につながる。

**【所感】**

「子どもにやさしいまちづくり事業」は、たいへん興味のある取り組みであると思う。岩倉市においても、これを取り入れることができれば、いいと思う。奈良市や町田市などに、視察に行きたいと思いました。

**[13:00~14:30]**

**「全国初の政策づくりにみる—市民自治を育むまちづくり」**

**地方自治研究者・政策起業家・元相模女子大学教授 松下 啓一 氏**

地方分権は、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにするものである。これまで二次にわたって、国から地方へ権限の移譲が行われてきた。令和の時代では、孤独死、空き家問題、自治会町内会のなり手不足など、住民の地域への帰属意識が薄れ、かつては地域の人たちの手で担われていたことも行政に委ねられるようになっていく。今の地方自治にとって大切なことは、住民の方が、まちの当事者として地域の活動や行政に参加していくことである。

その先進的事例として、新城市の取り組みが紹介された。

- ① 市長選挙公開政策討論会条例—これは、選挙運動の観点ではなく、市民側から、市民の知る権利、市政への参加権を進めるという制度思想である。背景には、投票率の低下やマニフェスト選挙の限界などがある。
- ② 若者条例・若者議会条例—若者が行政に参加することによって、多くの成果をあげ、まちの活性化が進んでいる
- ③ 福祉従事者がやりがいを持って働けることができるまちづくり条例—背景には、給料・賃金への不満、ハラスメント・仕事の悩み、社会的評価の低さなどがある。福祉従事者支援施策推進会議を設置して、総合的に支援する仕組みを作っている。

**【所感】**

若者条例を作り、若者の意見・考えを市政に反映させる取り組みは重要である。新城市では若者の意見が事業化されており、多くの成果を上げていることは素晴らしい。他にも、大分市や千葉県御宿町の取り組みも紹介された。それぞれ、まちの活性化に繋がっている。本市においても、どのように若者の参加を促すか、重要な課題であると思います。